

平成30年 第3回八頭町議会臨時会 提案理由

議案第51号

専決処分の承認を求めることについて（八頭町税条例の一部改正）

平成30年3月31日をもちまして、地方税法の一部を改正する法律が公布されました。

今回の主な改正を申し上げますと、固定資産税で、平成30年度は3年に1度の評価替えの年にあたり、現行の土地の負担調整措置等の特例が3年間延長され、また、新築住宅に係る税額の減額措置が2年間延長されます。たばこ税では、平成30年10月1日から3段階で国と地方合わせて1本あたり1円ずつ合計3円引き上げられ、また、加熱式たばこの課税方式の見直しも行われ、平成30年10月1日から5年間かけて現行の換算方法から改正後の換算方法へ段階的に移行されます。

これらの改正に合わせて、この度、八頭町税条例の所要の改正を行うものです。

議案第52号

専決処分の承認を求めることについて

（八頭町国民健康保険税条例の一部改正）

平成30年3月31日をもちまして、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の基礎課税部分（医療費分）の課税限度額につきまして、58万円（現行54万円）に引き上げられました。また、減額の対象となる世帯所得の基準額が改正され、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が27万5千円（現行27万円）に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が50万円（現行49万円）に引き上げられ、低所得世帯への保険税軽減措置の拡充がされました。

この改正に合わせて、この度、八頭町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものです。

議案第53号

（仮称）八東保育所建築工事請負契約の締結について

（仮称）八東保育所建築工事につきましては、去る5月15日に入札を行った結果、こおげ・松田組・八田特定建設工事共同企業体、代表者 八頭町

宮谷200番地2、こおげ建設株式会社 代表取締役 山根敏樹氏が4億3,146万円で落札し、5月18日に仮契約を締結いたしております。

建築工事の概要は、保育所部分、木造一部鉄骨造り平屋建て、延べ床面積、1,480.7平方メートルであります。

平成31年2月28日の完成を予定しております。

議案第54号

(仮称)八東保育所電気設備工事請負契約の締結について

(仮称)八東保育所電気設備工事につきましては、去る5月15日に入札を行った結果、鳥取市西品治777番地 株式会社東部電工 代表取締役 奥田信夫氏が、5,708万9,880円で落札し、5月16日に仮契約を締結いたしております。

電気設備工事の概要は、電灯設備、構内配電線路設備、幹線設備工事などあります。平成31年2月28日の完成を予定しております。

議案第55号

(仮称)八東保育所機械設備工事請負契約の締結について

(仮称)八東保育所機械設備工事につきましては、去る5月15日に入札を行った結果、日本上下・山陰建設・松田建設特定建設工事共同企業体、代表者 鳥取市千代水三丁目75番地 日本上下水道工業株式会社 代表取締役 山田俊彦氏が、1億1,759万5,800円で落札し、5月21日に仮契約を締結いたしております。

機械設備工事の概要は、冷暖房設備、換気設備、排水設備工事などあります。平成31年2月28日の完成を予定しております。

議案第56号

備品購入契約の締結について (除雪車)

八頭町では現在、ドーザー14台(借上げ5台を含む)、ロータリー除雪車2台、ダンプトラック3台で除雪の対応をいたしております。上私都地区を除雪しているロータリー除雪車は、購入後27年を経過しており、老朽化が著しく、更新を行うものです。

去る5月15日に入札を行い、3,877万2千円で最低入札者であります、鳥取市湖山町東2丁目237番地 三洋重機株式会社 取締役社長 花原 俊(たかし)氏と5月16日に仮契約を締結しました。

納期は平成30年11月30日であります。

議案第57号

八頭町国民健康保険税条例の一部改正について

それでは議案第57号、八頭町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

平成30年度の国民健康保険税率につきましては、去る5月21日に国民健康保険運営協議会を開催し、同日付けをもって答申をいただきました。

運営協議会では、近年の医療費の動向や被保険者数の推移、平成29年度の決算見込み等を、また、平成30年度からの国保制度の改革により、鳥取県が保険者として加わり、新たな方式による保険税算定となったこと等を説明したところです。

結果、八頭町が鳥取県に支払うべき納付金は、前年と比して大きく減少したこと、また、繰越金の増加などを踏まえて、大幅な減額を施した3案を提示し、ご協議いただき、答申をいただいたところです。

今回、運営協議会の答申を十分に尊重させていただきまして、後期高齢者支援金分の年税額につきましては、前年対比で年税額として平均1人当たり、3,431円減額の20,392円のご負担をお願いしたいと考えております。

次に40歳から65歳未満の被保険者の方に納めていただいております、介護給付金分の年税額につきましても、前年対比で納付額として平均1人当たり5,329円減額の21,031円のご負担をお願いしたいと考えているところです。

また、医療分につきましては、前年対比で年税額として平均1人当たり2,985円減額の55,954円のご負担をお願いしたいと考えております。

この改正に合わせまして、この度、八頭町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものです。